

第1回 船橋市総合計画審議会 議事録

日時 平成22年11月8日(月)14時00分～17時15分

場所 船橋市役所9階 第1会議室

出席委員 金沢和子委員、川井洋基委員、斎藤忠委員、まきけいこ委員、北澤哲弥委員、
中村正董委員、武藤博己委員、石井庄太郎委員、内海優委員、河村保輔委員、
椎名博信委員、深沢規夫委員、村田佐江子委員、本木次夫委員、森田基委員、
山下瑠璃子委員(以上16名)

※ 深沢委員は4-2)諮問の後に早退

※ 欠席 有馬和子委員、斎藤哲瑯委員、村木美貴委員、伊藤壽紀委員(4名)

市側出席者 藤代市長 金子企画部長、野沢課長補佐、三澤、石原、三輪、市川、矢野、
松丸

傍聴者 1名

議事内容

1. 委嘱状の交付について
2. 市長挨拶
3. 委員紹介
4. 議事
 - 1) 会長・副会長の選任
 - 2) 船橋市総合計画後期基本計画素案の諮問
 - 3) 後期基本計画策定について
 - 4) 総合計画審議会について

—休憩

- 5) 平成20年度調査研究について
- 6) 平成21年度調査研究について
- 7) 序論について
- 8) 今後の会議の進め方について

1. 委嘱状の交付について

—市長から各委員へ委嘱状交付

2. 市長挨拶

- ・藤代でございます。このたびはお忙しい中、船橋市総合計画審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。
- ・本市では、平成12年度から現在の基本構想のもと、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を目標にまちづくりに取り組んでいるところでございます。策定から10年が

経過し、船橋市が中核市に移行するとともにJR船橋駅南口再開発ビル「フェイス」や京成本線の高架も完成いたしました。またリハビリテーション病院の建設をはじめ、安心して暮らせる医療体制づくりにも努めてきたところでございます。

- これら、現在の基本計画に掲げられた施策を、一つひとつ実現してまいりましたが、来年度をもってこの計画期間が満了いたします。平成24年度からの後期基本計画につきまして、市民アンケートや市民会議での議論を踏まえ、庁内策定組織において素案の取りまとめを行ったところでございます。急速に進む高齢化や長引く景気低迷の影響により、市の財政状況は厳しさを増しており、またライフスタイルの変化とともに行政に対するニーズも多様化しています。後期基本計画においては、こうした時代の変化を踏まえながら、住み良いふるさと船橋をつくり、育て、守り続けていくために、新たな視点で市の進むべき方向性を考え、60万市民の皆様が安全に安心して暮らせる、将来への夢や希望を持ち続けられる活力ある船橋を築いていかななくてはならないと考えています。
- 総合計画審議会では、素案に対し、専門的、客観的な立場や、市民の目線から調査・審議していただき、より良い計画になるようご提言をいただきたいと考えております。市民のみなさまが生き甲斐やうるおいを感じられる、「住んでいて良かった」、「これからも住み続けたい」と実感していただけるようなまちづくりに、今後も全力を尽くしてまいりますので、各委員におかれてはご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

- 引き続き、ただ今から、第1回船橋市総合計画審議会を開催させていただきます。本日、傍聴の希望がございますので、傍聴の方々に入室して頂きます。また取材希望もございましたので、マスコミの方も入場して頂きます。

ー傍聴人・マスコミ入場

3. 委員紹介

(事務局)

- 議事に入る前に、委員の皆様の紹介をさせていただきたいと思っております。
1号委員(市議会議員)の、日本共産党 金沢和子委員、同じく1号委員、耀(かがやき)川井洋基委員、同じく1号委員、公明党 斎藤忠委員、同じく1号委員、市民社会ネット まきけいこ委員。
続きまして2号委員(学識経験者)の千葉県教育委員会家庭教育カウンセラー 有馬和子委員、有馬委員につきましては、本日は所用によりご欠席となっております。同じく2号委員、千葉県環境生活部自然保護課 生物多様性センター研究員 北澤哲弥委員、同じく2号委員、川村学園女子大学教育学部教授 斎藤哲瑯委員、斎藤委員につきましても、本日は所用によりご欠席でございます。同じく2号委員、新潟大学自然科学研究科特任

教授 中村正董委員、同じく 2 号委員、法政大学大学院政策創造研究科教授 武藤博己委員、同じく 2 号委員、千葉大学大学院工学研究科准教授 村木美貴委員、村木委員につきましては、本日は所用によりご欠席となっております。続きまして 3 号委員（市民団体の代表者）の、船橋市社会福祉協議会会長 石井庄太郎委員、同じく 3 号委員、市川市農業協同組合専務理事 伊藤壽紀委員、伊藤委員につきましては、本日は所用によりご欠席となっております。同じく 3 号委員、船橋市漁業協同組合組合員 内海優委員、同じく 3 号委員、船橋生涯学習コーディネーター連絡協議会 河村保輔委員、同じく 3 号委員、船橋商工会議所地域振興委員会委員長 椎名博信委員、同じく 3 号委員、船橋市医師会会長 深沢規夫委員、同じく 3 号委員、青少年の環境を良くする市民の会 村田佐江子委員、同じく 3 号委員、船橋市自治会連合協議会副会長兼事務局長 本木次夫委員、同じく 3 号委員、子ども書道サークル 森田基委員、同じく 3 号委員、民生児童委員協議会 山下瑠璃子委員。なお、河村委員、村田委員、森田委員、山下委員につきましては、市民公募委員として、委員を務めて頂きます。

以上、20 名の委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

4. 議事

(1) 会長・副会長の選任について

(事務局)

- ・それでは、最初の議事であります会長・副会長の選任についてですが、選出については、船橋市総合計画審議会条例第 4 条第 1 項の規定により、互選により選出することとなっています。
- ・皆様の同意がいただければ、事務局を代表して金子企画部長が会長が決まるまでの間、議事進行を努めさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。（異議なし）
- ・それでは、金子企画部長が議事進行をさせていただきます。

(企画部長)

- ・企画部長の金子です。会長・副会長選出までの間、議事進行を務めさせていただきます。
- ・会長・副会長の選出については船橋市総合計画審議会条例で互選となっているため、推薦により行ってはどうでしょうか。（異議なし）
- ・それでは、推薦という形で進めます。まず、会長についてどなたかご指名、ご推薦があればお願いします。

(本木委員)

- ・武藤先生を会長に推薦させていただきたい。地方行政の専門家であり、行財政改革の中で私も色々ご指導いただいたため、ぜひ会長にお願いしたいです。

(企画部長)

- ・ただいま武藤委員を会長にというご推薦がありましたが、いかがでしょうか。(異議なし)
- ・それでは、武藤委員に会長をお願いします。

(武藤委員)

- ・よろしくお願いします。

(企画部長)

- ・続いて、副会長についてどなたかご推薦はありますか。

(河村委員)

- ・会長も副会長も、学識経験者から選出することがよいと思います。
- ・中村先生は船橋在住とお聞きしたため、是非、副会長にお願いしたいと思います。

(企画部長)

- ・中村委員を副会長にというご推薦がありましたが、これについてどうでしょうか。(異議なし)
- ・それでは、中村委員に副会長をお願いします。

(中村委員)

- ・よろしくお願いします。

(企画部長)

- ・会長を武藤委員、副会長を中村委員ということで決定します。今後の議事進行については、船橋市総合計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長をお願いします。

(事務局)

- ・それでは、武藤会長、中村副会長にそれぞれ会長席、副会長席への移動をお願いします。

－会長・副会長席に移動

(企画部長)

- ・それでは、武藤会長にご挨拶をお願いします。

(会長)

- ・法政大学の武藤です。船橋市との関係では、行政改革の委員会の委員になったのが最初

です。その後、補助金の検討委員会、その他職員研修などに関わってきました。長期計画、総合計画に関しては、他の自治体での経験もいくつかあります。今年是小金井市での審議が終了し、現在議会で審議中です。船橋市在住ではありませんが、市川市で三番瀬の保全活動を行っており、同じ市民としての感覚を持っています。

- ・他の自治体での経験を生かしながら、船橋市総合計画が日本で一番良いものとなるよう、微力を尽くしていきたいと思います。

(企画部長)

- ・続いて、中村副会長にご挨拶をお願いします。

(副会長)

- ・中村です。大変光栄に存じます。船橋市民であり、船橋が非常に気に入っており、何かのお役に立てればと思います。船橋の人口の3分の2を占めていると思われる、「船橋都民」と言われる船橋と都内の間を朝夕行き来している、船橋のことをあまりよくわかっていない人間の一人です。そういう立場から何か貢献できればと思います。
- ・40年前に船橋に来た際、公団住宅の分譲に当たったのですが、外国へ行くことになり、ロンドン、パリ、ニューヨークに家族連れで居住する経験をしました。小さな子どもを連れて色々な場所に居住したという経験を生かせればと思います。
- ・政令指定都市となった新潟市に直前までおり、大きな人口を抱える船橋市も、一つの考え方として政令指定都市ということもお聞きしています。新潟市では、市長と親しく、様々な審議会にも参加していたため、ごく最近政令指定都市になった都市のあり方、行動が何かのお役に立てればと思います。

(企画部長)

- ・これ以降の進行については、武藤会長をお願いします。
- ・本日は第1回目ということで、事務局で用意させて頂いた次第に沿って進めて頂ければと思います。議事に関する説明は事務局の方で行います。2回目以降の進め方については、本日の議事の最後に「今後の進め方について」という項を設けていますので、皆様でご議論いただければと思います。

(2) 船橋市総合計画後期基本計画素案の諮問について

(議長)

- ・それでは、議事次第に基づいて進行させていただきます。議事の2、船橋市総合計画後期基本計画素案の諮問について、事務局から説明願います。

(事務局)

- ・船橋市長より、船橋市総合計画後期基本計画について、当審議会に諮問します。

(市長)

- ・船橋市総合計画審議会会長武藤博己様 平成 24 年度を初年度とする船橋市総合計画後期基本計画素案に関し、貴審議会の意見を求めます。平成 22 年 11 月 8 日 船橋市長 藤代孝七 よろしくお願ひします。

ー市長より、会長への諮問書の交付

(事務局)

- ・市長は所用により退席させていただきます。なお、恐れ入りますが報道の方の写真撮影はここまでとさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ー市長退出

(3) 後期基本計画策定について

(議長)

- ・議事の 3 に移ります。「後期基本計画策定について」ということで、事務局から説明をお願ひします。
- ・この後の議事内容に関する質疑は、それぞれについて時間を設けます。

(事務局)

- ・本日配布させていただいている資料の 1 ページをご覧ください。
総合計画は「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」から構成されています。
「基本構想」は、将来の本市のあるべき姿を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、市政運営の指針とするものです。
「基本計画」は、基本構想の実現のための基本的な施策を体系的に定めたもので、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくためのものです。
「実施計画」は、基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施するためのもので、財政的な裏付けを持たせた具体的な事業を示したものです。
船橋市の現在の基本構想は平成 12 年度に定められ、平成 32 年(2020 年)を目標年次としています。
一方、現在の基本計画は、平成 23 年度(2011 年度)を目標年次としており、間もなく計画期間が終了となります。このため、平成 24 年度(2012 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までの 9 年間を計画期間とする後期基本計画を策定します。

基本構想と基本計画の関係ですが、基本構想ではまちづくりの目標を、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」と定めています。また、このまちづくりの理念を踏まえ、本市の将来都市像を6つ設定しております。

- ①「いたわりあい」と「支え合い」の心にみちたまち
- ②いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち
- ③文化を育み、「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち
- ④活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち
- ⑤都市の活力を生み発展し続けるまち
- ⑥新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

資料の2ページは現在の総合計画書に書かれている基本構想と基本計画における分野別計画の体系図を見比べたものです。

基本計画書の27ページをご覧ください。基本構想第3章施策の大綱のページです。

基本構想のなかで、先ほど説明させていただいた6つの将来都市像のもと、それぞれ複数の施策の大綱が示されています。

この「大綱」までは基本構想として平成32年度まで変更がありません。現行の基本計画では、将来都市像が、基本計画における章のタイトルとなり、その下、生涯にわたる健康づくりの推進、という施策の大綱が基本計画における節となっているため、後期基本計画の体系についてもここまでは変更がありません。

今回見直しを図るのは、右側の体系図における大分類以降の施策の体系と施策ごとの内容説明部分、いわゆる本文ということになります。

資料の2ページ、下段の策定経過ですが、後期基本計画策定に向け、平成20年度から市民アンケートや市民会議の実施などの調査研究を行ってまいりました。概要は後ほど説明させていただきます。これらの調査研究を受け、今年度、後期基本計画の策定方針を作成し、庁内組織である総合計画策定委員会を立ち上げ、素案の作成を行ってまいりました。この素案を本日諮問させていただいた次第でございます。

資料の3ページ、後期基本計画の構成についてですが、計画の概要や、社会経済動向などの現状と課題や人口推計結果を含む計画の基本的条件について記載した「序論」、分野横断的な課題に対する取組みについて記載した「リーディングプラン」、基本構想における施策の大綱に基づいた行政施策を各分野別に記載した「分野別計画」、平成12年3月議決された平成32年までの「基本構想」で構成されております。本日は、「序論」部分について審議頂きます。

策定までのスケジュールについてですが、総合計画審議会は本日から3月まで開催され、

3月末に予定させて頂いております最終回において答申を頂きたいと考えております。
23年度当初より、答申の結果を踏まえた修正案の作成にはいり、5月中旬から6月頃に市民説明会の開催およびパブリックコメントの実施を予定しております。パブリックコメント等を反映し、原案の取りまとめを行い、9月議会へ提出、平成24年に計画を公表する予定でございます。
説明は以上となります。

(会長)

- ・ただいまの説明についてのご質問はありますか。

(本木委員)

- ・基本構想と基本計画については、具体的な年次が記載されていますが、実施計画については、具体的にどうなっていくのか、年次別の計画でそれぞれ実施して、評価しながらやっていくものなのか、確認させていただきたい。
- ・一次計画の中で、都市計画マスタープランがあります。これは非常によくできたものだと思いますが、それと今回の後期基本計画との関係を確認させていただきたい。

(事務局)

- ・現行の基本計画の下の実施計画は4ヵ年ごとに作成しており、毎年ローリングという形で見直しを行ってきました。
- ・後期基本計画の下の実施計画に関しては、これを何年間のスパンとするのか、またローリング形式にするのか、ということも含めて、今年から来年にかけて検討していくため、現段階では白紙です。皆様からご意見があれば、承りたいと思います。
- ・都市計画マスタープランについても現在改訂作業を行っており、平成23年末から改訂された計画がスタートする予定です。都市マスタープランの上位に位置するのが基本計画（後で「基本構想」と修正）であるため、当然ながら内容の整合を図っていきます。
- ・素案を作る段階で、基本計画の第5章の都市基盤等の分野について策定していた部会のメンバーと、都市マスタープランを審議していたメンバーが重複しており、整合がとられる形で素案に盛り込んでいるという状況です。

(会長)

- ・船橋市には様々な分野ごとの個別計画があります。そうしたものと基本計画の整合性についてはとても重要なので、それぞれ関連する委員のご意見を期待したいです。

(本木委員)

- ・マスタープランの素案・原案等ができた段階で、当審議会の中でも審議する場はありま

すか。

(事務局)

- ・ 23 年度末からスタートする都市計画マスタープランの改訂版については原案ができ、市民説明会を行っているところです。
- ・ 第 5 章がそれにリンクしてくる部分なので、その審議の中で、必要に応じて都市マスタープランとの整合についてご審議いただきたいと思います。

(会長)

- ・ 具体的な内容に入ったら、また質疑の時間を設けます。これで質問は終わりということではなく、その際にまた質問していただければと思います。

(4) 総合計画審議会について

(会長)

- ・ 次いで「総合計画審議会について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 総合計画審議会についての説明に先立ち、一つ訂正させてください。資料の 3 ページの 1 の 5、「策定までのスケジュール」の表の中で、基本計画の公表年次が、平成 23 年 4 月となっていますが、平成 24 年 4 月に修正をお願いします。(ホームページ資料修正済み) 先ほどご質問のありました実施計画の策定ですが、平成 23 年 9 月から平成 24 年 4 月にかけて作成していく予定です。ご意見があればお聞かせいただきたい。
- ・ それでは、総合計画審議会についてのご説明に入りたいと思います。資料の 4 ページをご覧ください。

まず、船橋市総合計画審議会条例について説明させていただきます。総合計画審議会はこの条例に基づき設置されるものであります。委員の任期は 2 年となります。先程会長・副会長を選任して頂きましたが、これについては条文の第 4 条に規定されたものになります。

続きまして第 5 条をご覧ください。会議は委員の半数以上が出席しなければ開催することができません。また、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議事を務める会長の判断となります。

続きまして、審議会のスケジュールについてですが、資料の 5 ページをご覧ください。

審議会は全 7 回を想定しており、23 年 3 月まで、月 1～2 回のペースで開催する予定です。開催時間、開催場所については、資料の表のように想定しております。

第 2 回目から 5 回目まで、各章の分野別計画とリーディングプランの内容について審議頂きます。

第6回目については、各回にて頂いた意見を修正するため、1か月程度作業期間を設けた後、3月に開催する予定です。最後の7回目で、答申を受ける形になります。

委員の皆様方のご都合がよろしければ、この日程で進めさせて頂きたいと思います。

説明は以上となります。

(会長)

- ・以上の説明について、ご質問はありますか。

(本木委員)

- ・議事録の公開は、どの程度のものになりますか。

(事務局)

- ・本日最後に、議事録の公開方法についてご議論いただく予定でしたが、今ご議論いただけるのであれば、そのようにさせていただきたいと思います。

(会長)

- ・審議会としての考え方を決定すればよいことであるので、ここで審議してはいかがでしょうか。
- ・それでは、議事録の公開方法について、事務局としての考えを説明願います。

(事務局)

- ・事務局としては、市のホームページ等に会議内容を掲載し、市民にお伝えしていきたいと考えています。具体的には、発言内容をまとめた「抄録」を作成し、委員の皆様にご確認いただいた後、公表することを想定しています。そのような形でよろしいでしょうか。
- ・また、委員名を公表するか、無記名とするかお諮りいただければと思います。事務局としては、無記名の場合、A委員、B委員のようにし、A委員（学識経験者）、B委員（市民団体の代表者）のように、何号委員かまではわかるように記載する方法がよいのではないかと考えています。

(会長)

- ・ただいまの事務局の説明では、発言を全文筆記して公開する場合と、ポイントのみの要約だけを公開する場合と、二つの方法があるということです。どちらがよろしいでしょうか。

(金沢委員)

- ・月に1～2回のペースで会議を公開しようとする、時間的な問題から、全文ではなく、抄録になるという理解でよろしいですか。

(事務局)

- ・テープ起こしをして皆様にご確認いただくことを想定すると、全文ではテープ起こしだけでも1ヶ月程度の時間がかかり、次の審議会までに間に合わないことが考えられます。一方、ポイントであれば10日程度、内容の確認に一定の時間はかかるとは思います、全文よりも手間は少なく、次の審議会に間に合うのではないかと思います。

(金沢委員)

- ・なるべく市民に見ていただくことが望ましいため、全文を見ていただく機会はどのように設ければよいのでしょうか。最終的に、全文を市民に見ていただく機会を設けることを事務局は想定していますか。

(事務局)

- ・現在、全文を公開する方法は検討していません。審議会として必要であれば、今後検討したいと思います。

(会長)

- ・全文のテープ起こしは、一応行うのですか。

(事務局)

- ・テープ起こしは行います。

(会長)

- ・全文筆記では、2時間の会議では約40ページ程度になると思われます。これを印刷して配布するというのは大変なので、現在は、ほとんどインターネット上で公表するという形になっています。時期がどの程度かということに関しては、各委員に修正いただく手続きが入り、結果として発言した全委員が校正すると相当の時間がかかりますが、記録という意味では重要であり、インターネット上で確認できるようにすることは可能です。
- ・次回委員会までに内容を確認するのは、全文ではポイントがわかりづらく、抄録で十分です。ページ数も10ページ程度に収まります。ただ、これについても、発言要旨と異なる場合、訂正が発生しますが、全文ほどは修正の手間はかかりません。
- ・まずは抄録を作成し、最終的には全文についてもインターネット上で公表する、という2段階でどうでしょうか。(異議なし)
- ・事務局では、全文公開の予定はなかったとのことですが、記録という意味で重要で

で、作成いただきたいと思います。

- ・次に、委員名の公表についてはどうでしょうか。委員名があると自由な発言ができず困るということがあり、逆にないと発言者自身が発言の内容を確認しづらくなるということもあります。どちらもメリット、デメリットがあります。特に委員名を公表しない方がよいということであれば、それでも構いません。最近の流れでは、政府の委員会でも委員名を公表しており、それが一般的になってきていますが、公表しない委員会もあります。

(本木委員)

- ・委員名の公表については、全く異論はありませんが、船橋市のこの種の審議会では一般的にはどのようになっているのでしょうか。委員名までは公表していないのではないかと思います。確認しておきたいのですが。

(事務局)

- ・簡単に庁内の会議を確認したところ、公表しているものと、そうでないものがあります。公表していない委員会もそれなりの数はあります。10年前の総合計画審議会では、委員名は公表されていたと思います。

(会長)

- ・10年前に公表していたのであれば、今回公表しないとすると、整合性がありません。

(事務局)

- ・母冊には、委員名を記名したものが綴られています。それが公表した議事録と同一かどうかを今、調べています。
- ・事務局で提案をしたものについては、最近の審議会の例に倣ったもので、無記名で委員の有識者なのか、市民の代表なのかということを記載するという形で行っています。

(会長)

- ・事務局で調べるのにどの程度時間がかかるかわからないので、ここで一度休憩を入れて、休憩後にこの判断をしてから、審議に入りたいと思います。

－休憩

(事務局)

- ・先ほどの点について、確認がとれたため報告させていただきます。庁内の記録用の抄録には、委員名が記載されています。ただし、議事録を公開する際には無記名で、A委員、

B 委員となっています。

(会長)

- ・ 前は、委員名は公表ではなかったとのこと。
- ・ 「A 委員 (学識経験者)」として、何号委員に相当するかを記載する方法もあるということです。どのような方法が良いでしょうか。

(斎藤委員)

- ・ 前の計画と後の計画で異なる方法をとる必要もないので、前の方法を踏襲してよいのではないのでしょうか。

(会長)

- ・ ただし前は、全文は公表していませんので、その点が前回と異なるというところをどのように考えましょうか。

(川井委員)

- ・ ホームページに掲載する際は、無記名でよいと思います。抄録作成については、委員名が入っていたということですので、入れてよいのではないのでしょうか。

(本木委員)

- ・ 議事録を全文にするか抄録にするかについては、抄録でよいと思います。時間的な問題があり、公開前に各委員に確認いただくためには、このスケジュールでは全文は不可能だと思います。
- ・ 委員名の公開に関しては、A 委員、B 委員とする際、そこに学識経験者、市民団体の代表者を入れることについては、先ほどの事務局の説明ではふれられていませんでした。今、会長がそのように集約をするのなら、それで構いません。
- ・ 抄録の公開については、A 委員、B 委員とするという理解でよろしいですか。

(会長)

- ・ 抄録については従来を踏襲し、委員名を公開ということですね。

(事務局)

- ・ 申し訳ありません、再度説明させていただきます。記録用の議事録は、委員名がわかるようになっていますが、ホームページで公開しているものは委員名がわからないよう、無記名となっています。
- ・ 従って、委員名が無記名と決まれば、抄録だけでなく、全文を記録としてお見せする際

にも無記名が一番良いと考えています。

- ・さらに私どもの提案として、最近の傾向として何号委員かは入れているため、それは記載してはいかがかということです。

(まき委員)

- ・先ほど委員長からお話がありましたが、最近の傾向では、情報公開として責任を持って発言し、責任を持って市民に情報を提供するため、多くのこのような審議会や諮問会議で氏名を公表するようになっていきます。10年前と現在では、ずいぶん状況は変わりますので、全員の同意がとれるのであれば、公開するものも記名が望ましいと考えます。

(会長)

- ・新しいご提案です。事務的にも、名前を伏せることは手間がかかり、間違いが生じることもあります。これまでの経験から、委員名が入っている方が確認しやすいということも言えます。ご異議がなければ公開する方向でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。(異議なし)
- ・それでは委員名は記名ということにします。議事録の公開についての決定は以上のとおりとします。
- ・次に、「(5)平成20年度調査研究について」、「(6)平成21年度調査研究について」、事務局よりご説明をお願いします。

(5)平成20年度調査研究について

(事務局)

- ・それでは、平成20年度に行った調査研究結果について説明させていただきます。資料としましては、「平成20年度船橋市基本計画策定に係る調査研究報告書」というものがございしますが、全255ページありますことから、今回は概要版を作成しましたので、そちらを使用しての説明となります。この後の平成21年度の実施内容につきましても同様とさせていただきます。なお、報告書につきましては、審議会委員の皆様には事前に送らせていただきました。また、市のホームページでも公開しておりますので、そちらもご参照いただければと存じます。

それでは内容に移ります。調査研究の目的ですが、基本計画(平成24~32年度)の策定にあたり、まずは、各種データなどに基づく現状分析から、都市としての課題を整理し、都市経営の基本的な方針や基本計画の策定手法について、調査研究することを目的として実施しました。内容としましては、大きく分けて6つの調査をコンサルタント会社に交えて実施しました。

1つ目は「基本計画策定に向けた現状分析」と題しまして、船橋市の現状分析を行うために、大都市近郊都市 16 市について、社会経済データを比較分析したり、各種業界の関係者に対しキーパーソン・ヒアリングを行いました。

2つ目は「現行の基本構想・基本計画の進捗状況の点検と評価」としまして、現行の基本構想・基本計画の施策の進捗状況を把握し、評価を行うため、各所属ごとに自己評価ではございますが進捗状況調書を提出させ、その結果を積み上げて施策の進捗状況を確認したものです。

3つ目は「将来の見通し」でマクロ的な社会経済の動向及び産業動向等について考察した上で、船橋市における人口推計、就業人口の中長期の予測を行いました。

4つ目は「船橋市のまちづくりにおける課題の整理」としまして、上記調査に加え、職員意識調査や庁内ヒアリングの実施により、課題の整理を行いました。

5つ目は「基本計画策定に向けた基本方針等の提案」としまして、今後の策定方針の確立に向け総合計画の構成や、数値指標の取扱い、市民参加の手法と成果の活用方法、進捗管理、及び策定の工程について調査研究を行いました。

最後に6つ目としまして「調査結果を踏まえた方向性」としまして、平成 20 年度の調査研究業務のまとめとして、市のまちづくりの課題と方向性、並びに基本計画のあるべき姿に対する提案を作成しました。

それでは、順を追って概略を説明させていただきます。

第 1 章「基本計画策定に向けた現状分析」では概ね人口 35 万人以上の首都圏 10 市と大阪圏 6 市の計 16 市でデータを指標化することで本市の特色を明らかにすることを目的として、「都市としての拠点性」と「生活の場としての魅力」の 2 つの視点から行いました。

主な結果としましては、平成 20 年度当時のデータですが

- ・市の人口の自然増は、3 カ年平均で他市平均の約 2 倍の伸びを示している (P5)
- ・市の人口の社会増は、3 カ年平均で他市平均の約 6 倍の突出した伸びを示している (P6)
- ・昼夜間人口比や就住比をみると、市はベッドタウンの性格を持つといえる (P12,13)
- ・市内従事者には、ホワイトカラー（事務）、サービス業事業所には運輸・医療福祉系が多く、情報通信・不動産業は少ない(P17,23)
- ・市内の開業率・廃業率は、ともに他市平均からみて高く、新陳代謝が進んでいる (P18)
- ・卸売業従業者一人当たり年間販売額が高く、効率的な卸売業が営まれているといえる (P20)
- ・改良済み道路延長率・都市公園面積は、他市水準に比べかなり低い (P25,27)
- ・市民千人当たりの公民館床面積はトップクラスである (P32)
- ・新設住宅着工数は他市水準の 1.7 倍で住宅開発のニーズが高いといえる (P42)
- ・住宅地平均地価はやや低く、これも着工戸数の増につながっていると思われる (P46)

- ・大型小売店床面積は平均を上回っているが、飲食店の集積は少ない（P50）
- ・人口千人あたりの医師数は水準値の7割程度と少ない状況である（P57）

となっております。各項目の横に書いてあるページ番号は報告書の該当ページを示しております。また、代表的な指標をもとに拠点性・生活の場としての相対的な位置を確認したところ、船橋市は、現在でも拠点性・生活の場としての魅力は水準以上の都市である。（P68）とされていました。

続いて、キーパーソンヒアリングですが、統計資料の分析では得られにくい、船橋市に深く関わる者としての主観的な評価といった、生の意見を把握し、船橋市の現状と課題分析の視点を得ることを目的として、産業、コミュニティ・市民活動などの各分野において、船橋市で活動している団体の役員や、学識経験者に対して実施しました。

主なご意見としては、例えば

- ・まちづくりの方向性としてはコンパクトな都市づくりに向け、良好な居住環境と利便性が求められている（P80）

といったご意見があり、こちらは、また後日説明させていただきますがリーディングプランなどにそういった考えを盛り込んでおります。

そのほかにも、

- ・土地利用都市計画については、南北軸の道路整備が喫緊の課題であるとされている（P80）
- ・商業については船橋駅周辺の回遊性、工業については水辺に親しむためのアメニティ性を高めることが必要とされている（P80,81）
- ・市民協働・住民参加については、多様化する市民のライフスタイルにこたえられる参加の仕組みやコミュニケーションの充実が必要とされている（P81）

といったご意見をいただきました。

続きまして、第Ⅱ章 現行の基本構想・基本計画の点検と評価についてです。

本調査は現行基本計画の小分類（計画書では52ページをご覧ください）ごとに調査票を作成し、各所属に対し進捗状況の調査を実施し、それらを積み重ねて大分類レベルでの評価としたものです。進捗状況調書をまとめると、現行計画には数値目標がない中での自己評価ではありますが、51の大分類施策のうち約75%の38項目において概ね順調に進捗しているという結果になりました。（P88）

分野別に申しますと、

- ・第1章 健康・福祉分野では、施設整備等はおおむね順調であったが、横の連携が課題である（P89）

- ・第2章 環境分野では、環境保全、安心・安全面ではおおむね順調ではあるが、水と緑のネットワークの形成など自然と共生した都市環境の創造にやや遅れが見られる(P90)
- ・第3章 教育・文化分野では、義務教育、生涯学習、文化芸術の各分野で概ね順調ではあるが、学校の耐震診断、スポーツ施設関係の整備面では遅れが見られる(P91)
- ・第4章 産業分野では、漁業・農業、及び消費生活分野はおおむね順調であるが、商業・工業・観光の振興分野において、海辺の基盤整備や振興策の遅れなどがみられる(P92)
- ・第5章 都市基盤整備分野では、下水道は進捗し、駅のバリアフリー化、市街地再開発事業などにおいて一定の成果が見られるが、依然として、海辺環境や下水道・幹線道路の整備、交通需要マネジメント、土地区画整理事業など、全般的に遅れている(P93)
- ・第6章 市民参加・地域社会分野では、市政懇談会の実施や市民活動サポートセンター、公共施設予約システムなどの成果があげられる一方、高度情報化社会の構築や協働のまちづくりについては遅れが見られる(P94)
- ・第7章 行財政運営分野では、中核市への移行、各種行政改革の取組や船橋駅前総合窓口センターの開設が成果といえるが、各部門の企画財政機能は十分ではない(P95)

といった結果になっております。この評価における今後の課題としては、やはり「評価基準の明確化、評価調整の場の設定による評価結果の共有、また、計画の進行管理という側面からも客観指標の設定について検討が必要」とされています。

このため、後期基本計画においては評価に向けた数値目標を導入しております。詳しくは、分野別計画の説明の際にさせていただきます。

次に、第Ⅲ章 将来の見通しについてですが、まず、マクロ的な社会経済動向についての調査を実施しました。また、本市における人口推計も実施しました。

人口構成においては国では、総人口の減少と少子高齢化の進展により税収の低下も懸念されています。一方船橋市の人口推計としては、平成40年頃まで人口は緩やかに増加するものの少子高齢化は進み、このような中、労働者人口としては、緩やかに増加し、労働力率は維持すると予測されました。なお、この人口推計につきましては本年10月1日現在の推計を再度実施しておりますので、素案にはその結果を記載しております。

次に、第4章 船橋市のまちづくりにおける課題の整理についてですが、こちらでは特に、市の職員に対して意識調査を実施しました。

主なものとしては、

- ・総合計画書をほとんど読んだことがない職員が約63%で特に若手の職員に多い(P175)

- ・これから高めるべきイメージとしては快適な環境(P177)
- ・現状の施策で満足度が低く重要度が高い、力を入れるべきとの認識があるものは(P180)
 - 安全で快適な交通体系の整備
 - 環境負荷の少ない資源循環社会の構築
 - 効率的で市民に分かりやすい行財政運営
- ・市の強みとしては東京に近接する立地条件と鉄道の利便性。他には、人口構造の若さ、自然、農業・漁業が息づいていること、海に面していることなどが挙げられた (P181)
- ・市の弱みとしては道路交通網のせい弱さ。他には、都市イメージの希薄さ、下水道等基盤整備の遅れ、文化施設の弱さ、行政運営の保守的さなどが挙げられた (P184)

また、市内各所属に対するヒアリングの実施からでた市の課題としては「市のイメージの確立」、「道路交通網の整備」、「良好な居住環境の整備」などが挙げられ、また、開発にあっては、選択される都市にむけて「土地利用のメリハリ」、「環境保全と都市開発のバランス」、「資源としての海の活用」、「開発による都市のイメージアップの方向付け」が必要であるという意見がありました。

次に、第5章 基本計画策定に向けた基本方針等の提案としては特に、計画策定における市民参加については、①市民ニーズの多様化、②市民の参加意識（まちづくりの意識）の高まり、③行政サービスの効率化の観点から必要不可欠であるとされる中、その手法については計画の立案過程においては、市民意識調査、団体等のヒアリング、地区懇談会、市民提案の募集、市民討議会（プラヌククスツェレ）等が、計画の決定過程においては、この総合計画審議会への参加、パブリックコメントが有効とされています。

このようなことから、平成21年度に様々な手法を用いて市民の皆様からご意見を伺ったところでございますが、詳細については後ほどご説明いたします。

また、計画策定後の進行管理については、指標を用いつつその仕組み作りには今後取り組んでまいります。

最後に、このような調査研究結果を踏まえ「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」のもと、市民の生活の付加価値を高めることにより「住みたい」と思えるまちづくりのために、「付加価値の高い生活を実現できる都市—新しい都市型生活文化の創造」を目指すべきという提案がなされました。

そのためには、今後のまちづくりに、プラスアルファの価値を付加していくことが重要であり、突出した特徴を創出していくこと、また、高い持ち家率など、市民の定住志向が強い都市としても考えられるなか、市民が快適・便利で安心できる日常生活をおくることのできる環境改善とニーズへの対応も重要な取り組みの一つであるとされております。

また、これらを実現するための基本計画のあるべき姿については、

- (1) 「らしさの創出」や「市の魅力」など「重点の明確化」
- (2) 成果指標の設定や評価システムの確立など「実効性の担保」
- (3) 平易で簡潔な理解しやすい計画と同時に、構成上の「分かりやすい計画」
- (4) 計画策定段階からの「市民との協働によって策定する計画」

に重点を置き策定するべきである、という提案がなされました。

この提案に対する対応としては、

「重点の明確化」については、計画期間において、市が特に優先的に取り組んでいく施策・事業の総称であるリーディングプランの設定や各分野別計画における重点事業の明確化によって対応しております。

「実効性の担保」については今回の後期基本計画より数値指標を取り入れております。

「分かりやすい計画」については、現行の論文形式の計画書から、基本的に各大分類ごとに見開き2ページの構成に変更するなどの工夫をしております。

「市民との協働によって策定する計画」については、先ほども申しましたが平成21年度に様々な手法を用いて市民の皆様からご意見を伺い、また、今後も説明会等の開催を予定しております。

平成20年度の調査研究結果につきましては以上です。

(会長)

- ・平成21年度は内容が少し異なるようですので、ここで一度区切らせていただきます。20年度の調査について、ご質問はありますか。

(本木委員)

- ・ただいまのご説明については概ね理解できましたが、市民の視点から見て思うことを申し上げます。
- ・1点目は8ページ、「第Ⅱ章 現行の基本構想、基本計画の点検と評価」に関して、第2章に「水と緑のネットワークの形成など自然と共生した都市環境の創造にやや遅れが見られる」とありますが、一市民の立場から見て、「やや遅れが見られる」という程度の認識でよいのかと思います。市内全域の状況はわかりませんが、例えば農地について後継者がおらず生産緑地からどんどん宅地に変わっていつてしまう。緑が開発されて、私どもの地域でも相当減少しています。谷津田は環境を守る上で大変大切な地域ですが、どんどん埋め立てが進んで家が建っています。こういう状況を見ると、やや遅れが見られるという程度の評価でよいのかと思います。
- ・2点目は第5章に、「海辺環境や下水道の整備」に関する部分があります。船橋市は公共下水道の整備について70%を目指してきたと受け止めています。すでに22年度に70%

をほぼ完成すると理解しています。だとすれば、ここは「全般的に遅れている」という表現でよいのでしょうか。

(会長)

- ・ 1点目のご意見は、「やや」を削除するか、あるいは大幅に遅れが見られる、とした方がよいというご意見だと思うのですが、この資料は報告書の要約であり、今から報告書を修正することはできません。この報告書を踏まえて審議会で議論していく上で、やや遅れではなく、もう少し遅れているという認識の元に議論を進めるかどうかという問題になると思います。

(まき委員)

- ・ 基となる報告書には、「やや」という表現はないように思います。基になっているのは、この報告書でよろしいですか。

(会長)

- ・ その点のご確認と、下水道の進捗状況について、事務局からお願いします。

(事務局)

- ・ まず1点目について、報告書90ページ、「遅れのみられる主な施策」の上から2行目、「水と緑のネットワークの形成は、十分に進捗していない」というところを、事務局で「やや遅れがみられる」という表現に変えました。
- ・ 下水道については、本日議論していただく予定ではないのですが、第2章に下水道に関する部分があります。素案の87ページをご覧ください。「汚水処理体制の充実」の指標に、公共下水道普及率があります。現状値が平成21年度末の数字で70%、そして平成32年度の目標値として90%を掲げていくとしています。来週、この2章の部分について議論いただくのですが、現在はこのような状況であるということです。これを遅れているとみるか、着実に進みつつあるとみるかは、評価が分かれると思います。

(副会長)

- ・ コメントと質問が一つずつあります。
- ・ コメントについては、今のご説明にもありましたが、後期計画では目標値を出していません。目標値についてはこれからの議論になりますが、非常に勇気のあるやり方で、おそらく庁内での最大の議論はここに出たのではないかと思います。その点に関心があります。おそらく、目標値を90%にするのか、85%にするのか、95%にするのか、といった点について一番真剣な議論があったのではないかと思います。これからの議論ではありますが、そのあたりの感触を教えていただきたいと思います。

- ・平成 20 年、21 年について、基本計画の策定にあたって一番重要な人口推計ですが、平成 12 年の人口推計は、平成 22 年度の 5 年前から人口が減少し、50 万人強になるのではないかと推計から始まっています。現在、実際は 61 万人を超えています。人口推計が大きく変わったことについて、後期の基準を作成するにあたり、どのような議論があったのか、基本的な数字であるだけにもし議論があったのであれば教えてください。
- ・以上 2 点について、後で議論になると思われますので、その際でも結構です。
- ・特に具体的な目標を作成したことについては、非常に高く評価しています。

(会長)

- ・人口については序論でもう少し説明がありますので、そこで議論させていただきます。
- ・1 点目の指標について、どのような議論が行われたのかご紹介いただけますか。

(事務局)

- ・指標の設定について特に議論となったのは、やはり「どういった指標にするか」と同時に、「目標値」、この 2 点です。
- ・特に「目標値」については、庁内の策定組織である委員会の場において、副市長から、時系列的に簡単に達成できるような目標は立てずに、できるなら県内一、言うならば日本一など、そのくらいを目指せるような頑張る指標を考えてほしいとありました。ただ、もちろん夢物語でもいけないので、これまでにプラスの努力をして達成できるような目標値の設定をとということで、何度かご指示をいただいたところです。
- ・指標設定の考え方については、現在さらに内容の精査や裏付けの資料等を作成しています。

(会長)

- ・指標については、後ほど個別の指標が出てくる際に議論ができるかと思います。
- ・特にご質問がなければ、時間の関係もありますので、平成 21 年度調査研究についての説明をお願いします。

(6) 平成 21 年度調査研究について

(事務局)

- ・続きまして、平成 21 年度に実施しました調査研究内容について、ご説明いたします。昨年度実施しました調査研究内容としましては、市民アンケート調査、市民会議の開催、まちづくり提案の募集、職員プロジェクトによるワークショップ、地区別ポテンシャル調査を行ない、これらの結果を基に、新基本計画の策定方針と今後の検討のあり方について、まとめました。

それでは、市民アンケート結果から順番に内容を掻い摘んで、説明をさせていただきます。本日もお配りしました資料の12ページをご覧ください。

「1. 調査概要」についてです。本アンケート調査は、昨年9月に、満15歳以上で市内在住の市民の方から無作為抽出した6,000名に対して実施し、1,913人の方から回答いただきました。回収率は31.9%でした。

主なアンケート結果をみていきますと、13ページの「3. 船橋市での居住歴と今後の定住意向」では、定住意向については、ずっと住み続けたい(53.8%)当分は住みたい(31.4%)と併せて8割以上でした。また、居住年数が長いほどその割合は高くなっています。

続いて、15ページをご覧ください。「4. 現状の船橋市のイメージと船橋市が目指すべきまち」です。船橋市の良いイメージとして、「都心に近く便利で住み心地が良い」が75.2%と、特に高い結果です。船橋市の悪いイメージとして、「雑然としている」が45%と高い結果です。

続いて、16ページにある「目指すべきまちのイメージ」では、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる」が56.8%、「住み心地よい」が51.8%と他の項目に比べて高い結果となっています。

続いて、17ページの「5. 船橋市の生活周辺環境への評価と、今後の取り組みの重要度」です。現在の生活周辺環境への評価として、満足度の1位には「鉄道・バスなど公共交通の利便性」が19.71%、不満度1位には「身近な生活道路の安全性・快適性」が49.97%となっています。これまでの市民意識調査結果と大きくは変わるものではありません。

続いて、19ページをご覧ください。「以前と比べてよくなった項目」については、1位に「下水道の整備環境」が23.11%と、施策の推進が市民の間でも浸透してきていることがうかがえます。

一方、悪くなった点として「雇用労働環境」や「治安について」が挙げられています。次に、20ページの今後の取り組みの重要度ですが、特に重要とされている「身近な道路の安全さ・快適さ」「犯罪がすくなく安心して暮らせる住環境」「病気の時に安心して医療サービスが受けられる環境」は満足度が低く、重要度が高いため特に注意すべき項目と考えられます。

24ページ以降は、将来に向けて優先的に取り組む政策・施策で、分野ごとに重点的な投資が必要な点が挙げられています。特に突出しているのは24ページ(1)健康維持・医療体制の充実における「救急医療体制の充実」・「病気の予防早期発見」と26ページの(6)防犯体制の充実における「防犯灯の増設」・「警察官増員・交番設置・パトロールの強化」がそれぞれ5割を超えています。

以上をまとめますと、東京都心部へのアクセスなど生活利便性の面での現状への評価が

高く定住意向に寄与していると考えられる一方で、雑然としているなどアメニティや魅力、安心感など生活環境の豊かさの面での不満が浮き彫りとなっています。

最も重要な施策が医療サービスの充実であり、現状に不満でかつ重要視する点が福祉や安全性確保などに係る要素であるなど、安心して暮らすことのできる環境の整備に集中していることが明らかとなりました。

以上、市民アンケートについて説明させていただきました。

続きまして、市民会議についてです。資料 35 ページをご覧ください。

市民会議は、市民の方に、市のまちづくりにおいて今後取り組むべきことについて、討議いただき、その結果を計画策定に活用するために開催しました。

実施概要ですが、3 日間開催し、1 日 2 テーマを設定し、テーマごとに、「市民として取り組んでいくこと」、「行政にサポートして欲しいこと」を議論していただきました。

先程説明しました市民アンケートに同封した募集案内により参加申込があった 176 名から抽選により 30 名を選出し、辞退者 1 名、全日程欠席者 1 名を除く 28 名に討議いただきました。

36 ページをご覧ください。会議手法ですが、市民会議は、ドイツで考案された「プランクンクスツェレ」という市民参加手法に準じて実施しました。この手法は、無作為抽出された市民から参加を募り、責任をもって討議するものです。予め必要な情報提供を受けた上で、5 名程度の小グループごとに分かれ、所定の時間内でまとめた結論を発表し、会議全体の結論を取りまとめるものです。

この手法に準じて、テーマごとにメンバー構成を替えた 5 グループ毎に、いくつかの討議結果を発表し、参加者全員が全ての提案の中から、支持するものに投票を行いました。

37 ページをご覧ください。4. 意見の概要としましては、

テーマ 1. 「船橋市の魅力とそれを伸ばす方法・船橋市の問題点とその改善方法」では、魅力に対する提案の類型としては「都心に近く商業が充実しているなど生活利便性が高い」、「緑や海など自然が豊かである」、「自警団がある」、「歴史的資産が豊か」が挙げられました。参加者全員の投票の結果、最も支持率が高かったものは「交通、生活の利便性」が挙げられ、市民は「車に頼らない生活」に、市は「道路・駐輪場の整備や駅前再開発」に取り組むというものでした。

問題点に対する提案の類型としては「道路などインフラの整備が不十分」、「治安が悪い」、「市のイメージが明確でなく知名度が低い」、「ごみの処理方法の改善」、「公共施設の充実」が挙げられました。投票の結果、最も支持率が高かったものは「治安が悪い」が挙げられ、市民は「自治会・自警団のパトロール強化」に、市は「防犯カメラと街路灯の設置」に取り組むというものでした。

39 ページをご覧ください。テーマ2.「環境負荷の少ない市民生活」では、提案の類型としては「車利用の抑制」、「省資源型のライフスタイルの確立」、「ごみの適正処理」、「自然環境の保全」、「公害の抑制」、「街の美化」が挙げられました。最も支持率が高かったものは「CO2の削減（マイカー利用を減らす）」が課題として挙げられ、市民は「車の規制、公共交通の有効利用」に、市は「インフラ整備、道路拡幅、好アクセス化、レンタサイクル」に取り組むというものでした。

41 ページをご覧ください。テーマ3.「安心で安全な生活環境」では、提案の類型としては「地域コミュニティの活性化」、「一人ひとりの防犯・防災への意識と備え」、「地域の防犯・防災体制づくり」、「街の美化運動」、「交通安全の確保」が挙げられました。最も支持率が高かったものは「町会・自治会、市役所、警察・消防署と連携を強める」が課題として挙げられ、市民は「かけこみ所・避難所マップ作成に協力、相談、行事参加、建物の耐震チェックに協力、等」に、市は「防犯カメラの計画的な設置、身近に感ずる防犯・防災交通マップの作成、学校との連携」に取り組むというものでした。

43 ページをご覧ください。テーマ4.「活力ある都市への魅力づくり」では、提案の類型としては「独自のブランドなど地域のイメージづくり」、「地域の一体感の創出」、「地元産業の振興」、「暮らしやすい環境づくり」、「商店街の魅力向上」、「知識の伝承と潜在活力の活用」が挙げられました。最も支持率が高かったものは「船橋市全体の一体感を作る」が課題として挙げられ、市民は「市民応援団を作る、試合を見に行く」に、市は「スポーツチームの誘致」に取り組むというものでした。

44 ページをご覧ください。テーマ5.「これからの保健福祉」では、提案の類型としては「子育て家庭への支援」、「高齢者・障害者の社会参加の促進」、「世代を超えた支援と交流の環境整備」、「医療環境の充実」、「介護者の支援」が挙げられました。最も支持率が高かったものは「私立保育園の持病がある子の受け入れ体制」が課題として挙げられ、市民は「地域・市・国に呼びかけるサークルをつくる」に、市は「私立でなく市立の保育を増やし空き教室で保育園を作る、公民館等へ看護師や保健師を配置し子どもが泣いて困った時に連れて行って良い場所を設ける」に取り組むというものでした。

45 ページをご覧ください。テーマ6.「分野横断的な取り組み（市民が考えるリーディングプラン）」では、提案の類型としては「ブランド化などによる船橋市の知名度アップ」、「支え合いと交流の環境整備」、「地域活動の活性化」、「スポーツの振興」、「住みやすい街づくり」、「医療の充実」、「財政の健全化」が挙げられました。最も支持率が高かったものは「船橋としての食の打ち出しが薄い」が課題として挙げられ、市民は「地元の価値を知る」に、市は「市による食の宣伝→イベント等での優先的地元品打ち出し」に取

り組むというものでした。

なお、資料の4. 意見の概要中、各テーマのところにあるページ番号は、先にお手元にお送りさせていただいた報告書の該当ページです。

以上、市民会議についてご説明させていただきました。

続きまして、まちづくり提案の募集結果についてです。資料47ページの「船橋市まちづくり提案 募集結果について」の概要をご覧ください。

昨年12月15日から1箇月の募集期間に15人から、市政やまちづくりの分野を中心に26件の意見をいただきました。個々の意見の紹介は省略させていただきますが、公共施設のバリアフリー化など都市基盤に関するものを中心に様々な提案をいただきました。以上、簡単ではありますが、まちづくり提案の募集結果についてご説明させていただきました。

続きまして、職員プロジェクトによるワークショップです。

資料49ページの「新基本計画策定準備に向けた職員プロジェクト報告書の概要について」をご覧ください。本プロジェクトでは、将来市の政策展開を担うこととなる市職員のアイデアを発掘することと、日常業務では各種計画の策定等に参加する機会が少ない職員層に参加の機会を提供し、ワークショップにおける検討を通じて、市政を大局的かつ長期的に考える視点並びに企画立案能力の育成を図り、船橋市の次代を担う職員を育成することの2点を目的としました。

主な検討内容として、20年度の「船橋市基本計画策定に係る調査研究報告書」の分析、21年度の「船橋市市民意識調査」結果等をもとに、現行基本計画の各施策の現状・課題の整理を行い、その結果を踏まえて新基本計画のリーディングプラン案や、船橋市の突出した魅力づくりに対するアイデアについて検討を行いました。

参加者は、庁内公募により募集し、応募のあった職員16名と企画調整課の職員3名を加え、計19名が参加しました。

本プロジェクト参加者は、先ほど説明いたしました市民会議の討議に際して運営補助を行い、市民会議での検討状況が本プロジェクトの討議に反映されるといった体制をとりました。また、職員プロジェクトで検討したリーディングプラン案を、市民会議で発表し、市民会議の討議において参考資料として提供しました。

職員プロジェクトの運営は、ワークショップ形式による討議を基本とし、プロジェクトメンバー全員が参加する「全体会」と、6～7人のグループごとに討議を行う「分科会」を設置し、平成21年10月から検討を行ない、平成22年5月の第1回総合計画策定委員会で討議結果の発表を行いました。

今回は、メンバーが検討した6つのリーディングプランを簡単に説明させていただきます。こちらは、メンバーが3つのグループをつくり、1グループ2つずつ検討したものです。内容について、資料52ページをご覧ください。

1グループのリーディングプラン①「市民による船橋づくり～新たな担い手の活躍の為に～」。このプランは、市民参加しやすい環境の整備により、行政と市民の役割分担を明確にし、市民参加を促すことで、発展的に持続するまちにすることを目標とするものです。テーマ選定の理由としては、地方分権の進展、行政として新たな課題に対応する必要性やよりきめ細やかなサービスの必要性など行政ですべてに対応するには限界であることと、市民や地域の団体の活動による効果への期待、今後確実に増加する高齢者層に活動の場の提供のためにこのテーマ選定を行いました。

次のページ、テーマ②「今ある資源を活かして発展する街～市民満足度の向上のために～」。このプランは、財源確保と市民満足度の向上の両立を図ることを目標とするものです。テーマ選定の理由としては、厳しい財政状況が続くことが想定されるなか、多様化する市民ニーズに応える、サービス提供のため、何らかの工夫が必要ということで、このテーマ選定を行いました。

次のページ第2グループ、テーマ①「市民活動の活性化～こころのふるさとづくり～」。このプランは、誰もが、自分の好きな分野・方法で気軽に市民活動ができるまちにすることを目標とするものです。テーマ選定の理由としては、住みやすいまちにするには、個々の市民によるまちづくりが欠かせないということからテーマ選定を行いました。

次のページテーマ②「身近な自然の再発見」。このプランは、市民が身近な自然を感じ、触れ合えるまちを目標とするものです。テーマ選定理由としては、市民が住みやすく、生活に潤いを感じる都市とするには、自然との共生が必要である。自然との共生を進めるためには、市民が自分たちの身近な自然を認識し触れ合うことが必要であることから選定いたしました。

次のページ第3グループ、テーマ①「都市ブランド“ふなばし”の発信」。このプランは、“ふなばし”の魅力を創出し内外に発信していくことで、地域の活性化につなげ、最終的に、文化や芸術を活かし、市民の創造性を引き出し発展していく、“創造都市ふなばし”を目指すことを目標とするものです。テーマ選定理由としては、船橋ではスポーツ・音楽活動が盛んであったり、都市農業が継続されていたり、都市の魅力創りに活かせる資源はあるが、それをうまく発信出来ていない。現有する強みをうまく発信し、都市の魅力を高め・発展につなげる必要があることから選定いたしました。

次のページ、テーマ②「人が集まるまち」。このプランは、単なるベッドタウンからの脱却を図るため、東京へのアクセスの良さを活かし、住みやすい、働きやすい環境づくり

をすることで、活気あるまち＝（イコール）“人が集まるまち”を目指すことを目標とするものです。テーマ選定の理由としては、人口 60 万人、大型商業施設、鉄道網の発達等、発展している側面がある一方、脆弱な道路、昼間人口の低さ、身近な商店街の衰退等、住みやすい・働きやすいとは言い切れない側面もある。これらの問題点を改善し、都市としての拠点性を高めていく事が今後都市間競争に生き残る為に必要であるため選定しました。

以上、職員プロジェクトによる 6 つのリーディングプランを説明させていただきました。今回お配りした素案に掲載されているリーディングプランは、このプロジェクトメンバーの提案内容をもとに、事務局、庁内策定組織で議論を行い、調整を行ったものです。

続きまして、地区別ポテンシャル調査です。資料 58 ページをご覧ください。

今回の「地区別ポテンシャル調査」では、船橋市内を地区別に詳細に分析を行い、地区別に強みと弱みの整理を行うことを目的としました。地区の設定については、「都市計画マスタープランにおける 10 地区」を基本とし実施しました。

統計データの分析により地区別の特徴を分析・抽出し、また、統計に現れない地域の問題点や可能性を庁内各部門へのアンケート調査を行いました。特に、コミュニティや文化振興など定量的な指標に現れにくい項目については、定性的なポテンシャルを重視して検討しました。

将来の方向性では、定量的・定性的 2 点の分析結果を統合し、各地区の強みを活かした方向性と弱みを補う方向性の検討、整理を行いました。将来の方向性としては、今回、ご説明は省かせていただきますが、資料は、60・61 ページになります。

続きまして、「新基本計画の策定方針について」ですが、資料 62 ページをご覧ください。策定方針は、船橋市の新基本計画の策定にあたり、計画内容に求められる要素や方向性を示すとともに、その策定過程において、どのような点に配慮し、どのような視点をもって検討すべきか、またどのようなプロセスを経て策定すべきかといった点について方針を示すものです。内容としましては、資料 62 ページです。

1. 計画策定の背景

こちらは、新基本計画の策定にあたり、その背景や理由を示しました。

2. 計画策定に向けた基本的な考え方

こちらは、計画の方向性、策定内容に関して、基本的な考え方や理念を示しました。

3. 計画の構成と位置づけ

こちらは、基本構想、基本計画、実施計画など総合計画を構成する計画の構成とそれぞれの役割や位置づけ、計画期間を示しました。

4. 計画の策定体制

こちらは、審議会や庁内の検討、策定組織など、基本計画を策定する内外の体制を示しました。

5. 計画書の構成・レイアウト

こちらは、計画書全体の構成や主要な項目の内容の構成などを示しました。

6. 指標の設定方針

こちらは、新しい基本計画の目標を定量的に表し、その成果を測定するものさしとなる計画指標の設定の考え方を示しました。

7. 総合計画進行管理の方法

こちらは、総合計画の進捗状況をチェックし、その結果を計画の運用の改善に活用する進行管理の方法やその体制のあり方を示しました。

8. 基本計画策定への市民参加

こちらには、基本計画の策定過程における、市民の参加と意見の反映のあり方を示しました。

9. 新基本計画策定スケジュール

こちらは、現時点で想定される、新しい基本計画の検討、策定の工程と実施時期を示しました。

この基本計画策定方針を踏まえ、22年度は庁内策定体制を確立し、これまで素案を検討してまいりました。

その際には、これまでご説明した平成20・21年度に実施した様々な調査・検討結果を、例えば分野別計画における「現状と課題」に取り込むなど、いろいろな面で活用いたしました。

以上で、平成21年度に実施しました調査研究内容について、簡単ではございますがご説明させていただきました。このほかにも市の広報、ホームページに加え、新基本計画だよりを作成し、より幅広い層への新基本計画のPRを行いました。

(会長)

- ・それでは、これまでの説明についてご質問はありますか。

(本木委員)

- ・38ページ、市民会議の意見書について確認させてください。この中で、「市民が取り組むこと」として、例えば、「治安が悪い」ということに対して、自警団のパトロールやボランティアの積極的参加、防犯灯・街路灯の設置など、色々あります。その中に自治会に

についてもふれられていますが、現状の制度やシステムを5名ずつの小グループにしっかりと説明した上で議論がされて、このような提起が出てきたのでしょうか。

- 例えば、防犯カメラの設置に関して市がサポートするという点については、行政の新しい助成事業ができています。街路灯についても、住んでいる自治会が中心になって市に申請すると、30m以上のインターバルがなければいけないという条件はありますが、街路灯を設置しないという対応がされているとは思いません。しかも今、明るいまちづくりということで、20wの蛍光灯からLED、水銀灯、あるいはインバーター式蛍光灯など非常に良いものがあります。我々自治会連合会も行政と一緒に研究しながら進めています。こういった背景を十分理解した上で、このような結論が出たのかどうかを確認させてください。

(事務局)

- 各討議の前に、約30分間ではありますが、それぞれの討議テーマの所管課から説明をしています。
- 今ご指摘いただいた38ページについては、37ページと併せ、討議を始めるにあたって学識経験者の方から基調講演をいただきました。その中で、まずは予備知識なしに今市民の皆様がどのようにお感じになっているか、市の魅力、または問題点について討議をいただきましたので、この討議の段階では事前知識・予備知識がない中で生の声としていただいています。
- ただし、この後の「安心で安全な生活環境」の討議の際には、自治振興課、市民防犯課、防災課から、それぞれ現状の仕事内容をご説明いただきました。ただし、30分間で3課で説明しておりますので、十分な説明とまでは至っていないかもしれません。

(会長)

- 基調講演を行った日高先生は自治会問題に大変詳しい先生です。46ページの内容を見ると、特徴と成果がまとめられています。ここだけではよくわかりませんが、そのような問題意識をお持ちの先生ですのでふれられていることと思います。参加された市民の方々が、日常的にどういう経験をされているかということかと思えます。

(まき委員)

- 12ページ、6千人に行った市民アンケートの回収率が31.9%とあります。この回収率をどのように分析されたかの所見を伺いたいです。

(事務局)

- 同様の内容でアンケートを実施している市民の声を聞く課では約50%前後の回収率で推移していたため、同等の回収率を目指して調査を実施しました。

- ・しかし、現状の総合計画全般に関する質問であり、質問が非常に多岐に及んだことが一点、そのために質問の内容が多く、そういった部分が回収率の低下につながったのではと考えています。ただし、回収期間中には、御礼状兼、まだご提出されていない場合はご協力をお願いしますという葉書を送る努力も行いましたが、31.9%という結果になってしまいました。

(まき委員)

- ・質問をお伺いした趣旨は、回収率の低さに、市民の方の船橋市に対する考え方や意識が現れているのではないかと思ったからです。これを踏まえて、市民に船橋市に対する関心に向けてもらうことが必要であると思います。

(会長)

- ・大変膨大なアンケートであるため、最初は勢いこんで回答したものの、中々最後まで辿りつかず、時間をおいて回答しようと思っているうちに締め切りがきた事例もあるかと思っています。
- ・こういったアンケートでは、4割程度が一般的な回収率かと思っています。こうしたアンケートは、全般にわたると答えづらいため、もう少し分野を区切って実施することも必要かと思いますが、それぞれをバラバラに実施しても意味がないので、関心のある部分についてお答えいただく仕組みなど、アンケート自体を工夫する必要があるかもしれません。
- ・他にご質問がなければ、時間の関係もありますので、本日の最も重要な議題である7の序論について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(7) 序論について

(事務局)

- ・それでは、後期基本計画素案のうち、「序論」の説明に入らせていただきます。本日ご持参いただきましたピンク色のファイルの2ページをお開けください。

序論・第1章「計画の概要」でございますが、まず、第1節として「後期基本計画策定の趣旨」。こちらでは、昭和54年3月に現行基本構想の前の基本構想を策定したところから始まって、平成12年度に現行の基本構想及び基本計画を策定した経緯。そして、現行計画の策定から10年以上が経過する中で、平成15年には本市が中核市となったり、市を取り巻く状況にも様々な変化があったことから、こうした時代の変化に対応しつつ、市民と行政との協力により、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」という本市のめざすべき将来像を実現していくために、基本的な方向と施策を明らかにするという、策定の趣旨を述べております。

第 2 節「計画の構成と期間」では、先程もご説明させていただきました、総合計画の構成と、後期基本計画の期間について記述してございます。

第 3 節「計画の対象事業」では、市が主体となる事業のほか、必要に応じて、国や県、民間の事業も含む旨を記載しています。

第 4 節「計画の評価・検証」では、今回の後期基本計画では、現行の基本計画にない「指標」を設定し、これを目安に評価・検証することにより、進行管理や見直しを図っていくことを述べています。

第 5 節「計画の修正」については、後期基本計画は議会の議決を経て制定する初めての基本計画になるのですが、だからこそ、必要に応じて見直しができる旨を記載しておく必要があると考えて、このような文面といたしております。なお、変更の際には、当然のことながら議決（軽微なものの場合には議会報告等）が必要になるものと考えております。

続きまして、第 2 章「計画の策定にあたって」をご説明いたします。5 ページをお開けください。

第 1 節では「社会・経済動向と船橋市の課題」について記載しております。

現行計画では、「時代の基本認識」として、先に全国の動向を述べたのちに、「船橋市における課題」を記載していたのですが、今回は、わかりやすさを考えて、課題ごとに、全国の状況とその中での船橋市の状況を述べる形にいたしました。

内容的には、先程ご紹介いたしました、前年度までに行った基礎調査を踏まえまして、企画調整課の職員とコンサルタントとが意見交換を行って、このような文章を作成したところでございます。

テーマとしては、1 「人口構造と家庭の変化」として、本市の人口は当面は増加傾向が続くものの高齢化が進行し、共働き世帯や核家族世帯も増加傾向にある。船橋市の都市活力の維持・増進に向けて、子育て支援策や教育の充実により、子育て世代の転出抑制・転入促進を図るとともに、高齢者に対応した地域福祉ネットワークの構築や高齢者が活躍できる環境の整備等が必要と述べております。

2 「環境問題の重要性の高まり」としては、地球規模で進行する環境問題の深刻化を背景に、本市におけるこれまでの取り組みを紹介し、今後も継続・強化していくことが必要な旨。また、後段では、本市独自の自然環境として、北部の里山や農地、三番瀬などを挙げ、都市と自然が共存する魅力的な環境を、市と市民が一体となって守り育てることが必要と述べております。

3 「地域の発展を支える都市基盤づくりの必要性」として、本市においては、高齢化等

を背景としたバリアフリー化の必要性、自動車に過度に依存しない環境に優しい都市づくりということで、公共交通の維持改善と、鉄道駅等を中心に日常的な生活関連機能を充実させることの必要性、また、本市の一層の発展のために、人々が集う都市空間の形成の必要性、そして、公共施設の老朽化に対応する効率的・効果的な維持改善といったことを述べております。

4「地域経済の持続的な発展に向けた取り組みへの要請」として、日本全体の経済状況を先行き不透明とした中で、本市においても、近年、総事業所数が減少傾向にあり、また、中小企業が大きな割合を占めている中、地域産業の競争力確保のために、農漁業のブランド化や商業環境の整備、地域工業の高度化、さらには、高齢化等の社会変化に対応した新たな成長産業の誘導・育成が必要であるとしております。また、生産年齢人口の比率が低下していくため、女性や高齢者などの潜在的な人材も含め、多様な人材の活用が必要としております。

5「生涯を通じて安心して暮らすことのできる社会環境づくりの必要性」として、現行計画の策定以降に大きな問題となってきた諸課題を、市民の不安感の増大というキーワードで整理いたしました。自然災害や新たな感染症、犯罪、食の安全性、また、非正規労働の拡大やニート・ひきこもり、メンタルヘルスの問題など。そのうえで、本市における安全・安心の取り組みを紹介し、一層の充実が必要である旨、また、経済的な自立を支援する取り組みの強化や、高齢化の中で、互いに見守り支え合う地域社会づくりが必要な旨を述べております。

最後に、6「地方自治体を取り巻く環境に対応した「新しい公共」への期待」ということで、地方自治体の財政状況が厳しくなる中、全てのサービスを行政だけで担うのは困難となっていること、また、地域主権の進展の中で、権限と責任にふさわしい能力と体制の充実が求められるといったことを背景として、「新しい公共」への取り組みが進展していることについて記述しております。

そして、こうした中、本市でも、効率的・効果的な行財政運営が求められ、市の組織体制や仕事の仕組みを継続的に改革、改善していくことが必要であること、また、市民協働によるまちづくりの体制や仕組みの充実が必要なことを述べております。

続きまして、第2節「計画の基本的条件」でございます。11ページをご覧ください。

こちらでは、平成22年10月1日現在の住民基本台帳人口+外国人登録人口（612,851人）を基準値とした人口推計結果を掲載しております。

本市の人口の増加傾向は、今後とも続くと想定され、真ん中の実線・中位推計のグラフ

をご覧いただきたいのですが、後期基本計画の目標年次である平成 32 年には、約 649,000 人と推計されています。

また、下段の年齢区分別人口の推計結果をご覧ください。14 歳以下の年少人口は 3,000 人ほど減少して、32 年には約 81,000 人に、65 歳以上の老年人口は 35,000 人ほど増加して、約 153,000 人になる見込みとなっております。

人口推計は、平成 22 年 10 月 1 日時点における住民基本台帳人口を用い、日本人が 600,904 人、外国人登録人口が 11,947 人、合わせて 612,851 人を基準人口として推計しています。一方、本市において通常人口推計を示す際は、常住人口という考え方で示しています。常住人口は、住民基本台帳に登録している人口に基づくものではなく、国勢調査により実際に調査を行った結果をベースとして、住民基本台帳と外国人登録数の推移を調整したものです。現在、国勢調査を実施している最中であり、平成 22 年 10 月 1 日時点の速報値が今年度中に出るかどうかですが、速報値が公表され次第、国勢調査をベースとした常住人口に換算していきたいと考えています。

前回の国勢調査に基づく常住人口は平成 22 年 10 月 1 日現在、606,370 人です。先ほど申し上げた 612,851 人と比べて、約 6 千人少なく、今回の国勢調査の結果、もう少し低くなる可能性があります。いずれにしても現在の数値より少な目に修正される可能性が高いと覚えておいていただくとありがたいです。ただし、将来の傾向は、この推計値を使っていくことをご理解いただければと思います。

12 ページには、世帯数及び就業人口の推計を掲載しています。

世帯数は、平均世帯人員の減少傾向が続くと考え、平成 32 年には 25,000 世帯ほど多い約 296,000 世帯になるものと想定しております。

就業人口は、生産年齢人口の微増傾向を受けて、緩やかに増加するものと想定し、平成 32 年には約 299,000 人と想定しております。

13 ページでは、コミュニティ区域について記載しております。

現在 24 区域設定しており、将来的には 27 区域にしていきますと言う表現で、現行の基本計画の記述内容を踏襲したものとなっております。

コミュニティ区域の図がありますが、点線で囲まれている小室、丸山、浜町・若松の 3 つにつきましては現在設定されていないコミュニティです。将来的にはこちらも含めて 27 区域にしていく方向性を示しています。

14～15 ページでは、土地利用計画についての記述を掲載しております。

こちらにつきましては、現行計画の記述をもとに、必要な見直しを部分的に加えた内容であり、大筋は変わりませんので、説明を省かせていただきます。

なお、現在、船橋の都市計画に関する基本的な方針を定めた「都市計画マスタープラン」についても改訂作業を行っております。

なお、都市計画マスタープランについて、先ほど間違えて申し上げた点がありますので、この場で訂正させていただきます。都市計画マスタープランは、基本計画の下位に位置するのではなく、基本構想の下位に位置します。基本計画も、基本構想が上位、基本計画が下位という関係にあります。市の他の計画はほとんど全て基本計画の下位計画ですが、都市計画マスタープランは、基本構想の下位に位置し、基本計画とほぼ同等の位置づけになります。先ほど間違った説明をしてしまいましたので、お詫びして訂正させていただきます。

14 ページの記載内容につきましては、23 年度からスタートする改訂後の「都市計画マスタープラン」の内容と、整合を図っているところです。

最後に、16 ページをご覧ください。第 3 節「計画における市民と行政の役割」でございます。この計画の推進に当たっての、行政と市民、それぞれの役割と、協力・連携について記述してございます。

行政の役割としては、市民に対して情報を積極的に提供するとともに、市民の意見やニーズの的確な把握に努めること。また、船橋市の強み・弱みを把握して、施策の「選択と集中」を進め、計画的な市政運営及び効率的・効果的な行財政運営を行うこと。さらに、協働のまちづくりを進める観点から、市政への市民の参画を促す仕組みづくりを進めるとともに、自助・共助・公助のまちづくりを行うとしております。

一方、市民に期待される役割としては、まちづくりの主役としての認識を持って、主体的にまちづくりに参画すること。またそのために、市や地域の状況等を知り、市政や地域に積極的に参画することや、市民同士及び市民と行政が、お互いの立場を理解して尊重し合うとともに、市民同士の協力・支え合い、市民と行政の連携・協働を進めていくことが必要としております。

序論の説明につきましては、以上でございます。

(会長)

- ・ただいまの説明について、議論していきたいと思います。これは素案であるため、変更可能です。
- ・質問、ご意見、感想等、いかがでしょうか。

(金沢委員)

- ・気づいた点が 4 点ほどありますので、問題提起も含めてお話をさせていただきたい。
- ・災害対策や防災対策は、市民の不安感につながるものであるため、不安感を解消するという側面も含まれていてもよいと思いますが、基本的には災害に強い都市基盤整備が重

要と考えます。どの項目に含めるかは議論になると思いますが、本市の特徴として、公共施設の耐震補強工事が大変遅れているということがあります。小中学校の耐震補強工事は千葉県内で下から2番目です。公共施設の維持管理、中でも耐震補強工事について、平成22年度によろしく全市的な公共施設の見直しを行っている状況です。メンタルな面も大切ですが、都市基盤をどのように災害に強いものにしていくのかという目標があってもよいのではないかと思います。

- ・市民の家庭の状況や経済に関連しますが、家計所得が非常に下がっています。船橋市民は東京で勤務している人が多いため、議会でも苦勞するのは、地元経済の活性化と市民の家計状況をどうするかを一律に語れないことです。船橋市の歳入は、市民の給与所得と中小の法人からの収入があります。市内経済の問題についてはご指摘の通りと思いますが、家計所得の低下は生活保護世帯の増大や就学援助を受ける子どもの増加に特徴的に現れています。これは市の施策に大きく影響しますが、それを項目に入れるか、入れるならどこに入れるか、このような特徴の取扱いについて検討してほしいです。
- ・9ページ、5番目の項目全体に言えることで、不安感解消のために行政が必要な手立てをとることは必要ですが、不安の解消は、社会基盤整備や食品衛生基本計画など、かなり具体的なものになりますので、安心して暮らせるための社会環境づくりという項目で、不安感と防犯などが含まれるという項目立てに違和感があります。
- ・6番目の項目で、市民の役割が出てきます。基本計画そのものは市民と一緒に作るのですが、行政主導が強い、そうならざるを得ない側面もある中で、市民の役割に「参画することが求められます」はまだ良いですが、「積極的に参画することが必要です」というと、一緒にやりましょうというより、しなければならない、という強制の意味合いが強いように思われます。パートナーに対して、あなたにはこれが必要ですよという言い方で、受け入れてもらえるのだろうかという印象を受けます。

(会長)

- ・ただ今の意見に対して、事務局に答えてもらうのがよいのでしょうか。事務局が答えると事務局の素案が出て、事務局が修正することになります。審議会として、意見をどう直すかを考えなくてははいけませんので、最初にご意見をいただいた方がよいと思います。

(川井委員)

- ・13ページのコミュニティ区域について、将来的に27区域にしていくということは従前から同じことが書かれており、一向に進展していません。どのようなプロセスで、誰が具体的に区域設定を推進していくのか。点線で囲まれた区域については現時点で要件を満たしていると思いますが、いかがでしょうか。

(会長)

- ・これは事務局にお答えいただきたい。

(事務局)

- ・前回の総合計画でもコミュニティ区域については 27 区域にしていくという表現があり、27 地域にするにあたっては、市民や各種団体に十分な周知を図っていただきたい、と前回策定時の総合計画審議会の答申に伴う「意見」の中でも記載しています。つまり、地元市民や各種団体と協議しながらコミュニティ区域を増やしてくださいという意見が前回策定の際にも出ています。
- ・従って、前回の船橋市総合計画では 23 地域で、坪井が独立して 24 地域になったところですが、実際、それ以外の点線がついている地域については、まだ団体との協議ができていないということで、現状では区域の自立はまだできていないと考えています。

(川井委員)

- ・団体との協議というのは、どの団体を指しているのですか。

(事務局)

- ・コミュニティ区域については、最初の基本計画で、地元の町会、自治会の連合組織に合わせてコミュニティ区域を設定していきたいという基本的な考えがありましたので、その考え方が現在まで踏襲されていると理解しています。

(川井委員)

- ・ここでは「いきます」とはっきりと言い切っていますが、現実には働きかけがされていないため、何も進歩していないと感じます。今後、コミュニティについて、具体的な取り組みを明確にしていきたいと思えます。

(本木委員)

- ・どこの団体と協議しているかというご質問について、自治会代表として、ふれなくてはいけないと思う立場にあります。
- ・他にも質問は多くありますが、13 ページに絞って申し上げると、船橋市自治会連合協議会がこの問題に取り組んだのは平成 12 年でした。ようやく平成 19 年に坪井地区が独立しました。坪井地区は、自主的なコミュニティとして 10 年余りにわたり活動しており、そのような要望が自連協に対して多く提示されていました。そうした経過の中で、自連協も組織対策委員会からコミュニティ検討委員会を独立させて検討を進めてきました。
- ・その中で、現行計画の 17 ページに「地区コミュニティ区域は 27 区域にしていきます」と記載されているが、なぜ現在の 23 区域が 27 区域なのか。その背景や理由や根拠を説明してほしいとお願いしてきましたが、その定義がなかなかわかりません。現行計画の

総合計画審議会に出席していなかったため、当時の自連協の代表にも聞きましたが、明確な説明がありません。10年間悩んできましたが、ようやく坪井地区が24番目のコミュニティとして独立しました。

- これはコミュニティの中心となって活動している坪井地区自治会連合会が中心となり、関係市民団体の意見も集約してなされたものですが、では、二次計画の中で出ている丸山、浜町・若松、小室から、コミュニティから相当の強い自立・独立・分離の意見が出ているのでしょうか。あるいは、これを総合計画の後期計画で、現行計画と同様の表現にすると、また同じ議論になります。入れるのであれば、現行計画とは別の表現や、27コミュニティを展望するという明確な理由付けがどうしても必要です。そうでなければ、関係団体の一つである自連協としても困ります。

(川井委員)

- 賛成です。

(会長)

- これは大きな問題です。事務局でこれまでの27になった経緯を準備していただくとしても、審議会としてどのような考えで望むかは、別個に議論していかないといけないと思います。今日ここで決着が着く問題ではありません。今後どこかで議論することとします。
- そのほか、序論についてご意見を承りたいと思います。

(本木委員)

- 10 ページ、「地方自治体の取り組む新しい公共への期待」の、「心の豊かさを重視する価値観が定着し、公共的な取り組みへの参画に意欲をもつ人々も増加しています」とありますが、「増加しています」という認識について、どの程度に捉えればよいのでしょうか。
- なぜこのような疑問を持ったかという点、平成20年度の市民意識調査結果では、地域との関わりがある人は56%近くいるのですが、挨拶程度で立ち入った話はしない人もまだ多く、その前の調査結果と比べてもほとんど変わっていないか、意識が悪くなっています。困った時に相談し、助け合える人がいる人も13.9%程度しかいません。また、隣近所で助け合えるこうした活動に参加する気持ちがあるかという問に対して、思ったことがない人が約56%です。こうした中で、市民感覚では総論として「増加した」という気持ちはありますが、どの程度の評価と理解すればよいのでしょうか。
- 13 ページのコミュニティの件については、個別に議論する場を考えるべきとの会長の集約がありましたので、そうしたいと思います。
- 15 ページの地図は、完成版ではもっと見やすくなると思いますが、これでは市民はわかりません。

- ・ 7ページ、都市基盤整備の中段「都市基盤づくりの必要性」、バリアフリーは一般的には段差がないまちを言っていますが、船橋は特に新興地は山・坂が非常に多く、急なので、年寄りがそのまま歩けず遠回りをして家に帰る現状があちこちで見られます。超高齢化社会を迎える中で、こうした坂道をどうするのか、このような視点から議論をお願いしたいと思います。今回は序論のため、金沢委員のご指摘の4点と同様に、中身の部分で議論する場があると思いますので、バリアフリーについても今後十分議論していただきたいです。またその際、単に段差がないというだけでなく、新しい視点からも議論をお願いします。

(会長)

- ・ 本日は時間の関係もあることから、まずはご意見をいただくことに重点を置き、議論の仕方については今後事務局と相談しながらご提案したいと思います。

(副会長)

- ・ 私も小さな自治会の長をしています。本木委員は立派なリーダーで、ただいまのご質問もよくわかりますが、私の感触では、一般の人はもともと関心がないのが普通であり、問題が出てきたから、それをどうにかしないといけないという雰囲気は非常に高くなっていると思います。本木委員が、意欲が増加したというのが気になるのであれば、認識が増加したというのは事実だと思いますので、そのような記述に変えた方がよいと思います。
- ・ 船橋の全体的な計画で、2点大きな問題があります。市長や市役所の考えをお伺いしたいと思います。一つは、政令市になるのかならないのか。計画全体に関係するため、教えていただきたい。もう一つは海の問題で、三番瀬をラムサールに登録したいのか、したくないのか。色々問題があると思いますが、ラムサールへの登録をどう考えていくのか。以上2点について、前提としてどう考えているのかわからないと考えるに思います。

(会長)

- ・ 事務局として、前提としてどうお考えかをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

- ・ まず政令市については、これまで合併政令市について、松戸・市川・船橋・鎌ヶ谷の近隣4市で2年間研究を行い、報告書も出しました。平成21年度に市民に対してその概要説明や、意見募集のための出張説明会や市民懇談会を行った経緯があります。それぞれに色々なご意見をいただき、合併政令市を目指して市長がリーダーシップを発揮すべきであるとか、慎重に進めるべきなど、両方のご意見をいただいています。こうしたご意

見や、関係市の市長が変わっている状況、国の合併施策に関する一旦の収束などをふまえ、現時点では市長としてすぐに判断するというのではなく、今年度は関連市の情報収集などを行っています。市長としても任期中にある程度の方向性を示すという考え方はあり、時期を見て示すと思われしますので、現段階ですぐに政令市に向けた取り組みを進めることは難しいと思われします。

- ・三番瀬のラムサール登録については、市長公約の一つに掲げているため、ぜひとも登録したいという考えです。現在、県の三番瀬再生会議で、船橋区域だけでも部分登録すればよいのではないかという意見も出ています。12月に県が考え方を示すことになっており、それも含めて判断していきますが、基本的には三番瀬を一体的に登録することが必要と考えています。あくまで関係市の状況も含めた合意形成の中で、全体的なスケジュールが明確になっていれば、先行して部分登録を進めることも選択肢の一つと考えていますが、基本的な考え方としては、全体的に登録することを進めたいと考えています。

(本木委員)

- ・千葉県三番瀬再生会議の委員として、ラムサール条約登録を目指すワーキンググループで年間検討を行ってきました。三番瀬の再生会議の今後のあり方がどうなるか、県の方針が12月の再生会議で結論が出されることになっています。ただいまのお話のとおり、市川、浦安を含めた全体的な登録を目指してはいます。船橋は漁業組合も含めて皆登録すべきという考え方が出されていますので、分割登録も再生会議の方向性としてあり得ると思います。ただし、鳥獣保護区特別保護地区への国指定の問題もあり、現時点では結論は出されていません。

(会長)

- ・本日お気づきの点について、ご意見を出していただきたいと思います。

(椎名委員)

- ・序論については、色々なご意見はあるかと思いますが、非常によく書かれていると思います。ここに書かれていることが8割でもできれば、素晴らしい市になると思います。市長を初めとして行政の皆様、議員の皆様に関しては高い達成度に向かって頑張っていたいただきたいですし、市民も頑張るべきだと思います。
- ・本日は初日で、まだ顔も名前も一致していない中で、各論を話しても仕方がないということで、本日最初にしておけば良かった点として、各日程の話し合いの内容、各回の目標は何かクリアではなかったと思いました。第2回目からは、今日はどこをゴールとして審議したいのか、その点について指標を出していただけるとありがたいと思います。
- ・長期計画は、各近隣市町村で作成していると思われ、それぞれが課題を抱え、様々な計画を練っていると思われします。市町村合併の話ではありませんが、隣接市町村と一緒に

行動できることを研究することは有益だと思いますので、次回調べられる範囲内で教えていただければありがたいです。

- ・ 5時になりましたが、参加された委員の方に、一言ずつでもお話いただければと思います。

(北澤委員)

- ・ 序論の課題を6つのテーマでまとめていますが、それぞれのテーマの間でも関連することがあると思います。
- ・ 私が気づいた点としては、6ページの環境問題の重要性の高まりの中で、本市北部の里山や農地が挙げられています。その保全やそこにいる生物を守っていくことを考えると、ここでは開発の規制が事例として出されていますが、里山や農地に関しては農林業の問題や、市民が地域の物を買う・買わないという問題にもつながってきます。特に環境問題については、先日名古屋で生物多様性条約の会議が行われましたが、そこでも一人ひとりの生活や企業の取り組みによって生物多様性を守っていくという方向性が出されています。特に環境問題について申し上げましたが、他の分野との関連も整理していけるとよいと思います。

(河村委員)

- ・ 本日は序論がメインテーマでしたが、その前に多くの資料説明があり、序論が計画全体の中でどのような位置づけなのか、曖昧になってしまいました。先ほどもご指摘があったように、本日の結論として、何を求められているのかが明確になっているとやりやすかったと思います。
- ・ 計画策定にあたり、環境からくる市の課題が6つ述べられていますが、私もこれだけではなく、この中にまたがるものや、さらに追加されるものが出てくるのではないかと思います。この課題の切り口をどのような観点から6つに絞ったのか、説明を聞き逃してしまったため、再度お願いします。

(会長)

- ・ 時間の関係があるため、それは次回に説明をお願いします。本日はまだ残っている方のご発言をお願いします。

(村田委員)

- ・ 私が中心的に活動しているのは青少年関係の問題です。先ほど議員からお話もありましたが、今、子ども達の中で家庭的に恵まれない子が多出しています。子どもたちのことについては本当に急務で、10年と言わず、もっと早く何とかならないかと思い、この場へ来ました。ここで勉強して、今後地域で活動していきたいと思います。

- ・本木委員から地域の高齢者のお話がありましたが、様々なインフラ整備が進み、ある地域で坂の辺りで道路改修があったところ、非常に急な坂になってしまったということがあります。私たちの年代は自動車であまり動かず、自転車を使うので、坂の途中で息が切れて止まってしまいます。もっと高齢になったらどうなるのか、エスカレーターがいるという冗談が出ています。もっと市民、生活者の視点で考えてもらえる動きがあると嬉しいと思いながら、活動しています。

(会長)

- ・個別の問題については次回以降、1章～7章まで順次議論していく予定です。

(山下委員)

- ・丸山という離れた地区で活動しています。村田委員と同様に現場の状況をこうしたいという意見を、今日は述べるという形ではありませんでしたので、あまりに問題のスケールが大きくて最初戸惑いがありました。本木委員や市会議員のお話で、全体のアウトラインはよくわかりましたが、今後現場の問題を具体化できるとしてよいのか、どうでしょうか。

(会長)

- ・審議会の運営に対するご質問が出ました。どのようになるか私も全くわかりませんので、2回目はもう少し議論する場として小委員会的なものがよいのか、回数を増やした方がよいのか事務局と相談したいと思います。本日の状況では、スケジュールどおり進むのは難しいという印象を持ちました。

(まき委員)

- ・村田委員のご発言とも関係しますが、簡単に言うと、現在進んでいる格差と貧困の状況が序論の6項目の中で所々書かれていますが、まだ現状認識が非常に甘いという印象を持ちました。
- ・9ページ、金沢委員がご指摘の点について、市ができることと、市がやるべきことと、どうしてもなく自然災害的に起きることと、人為的に起こってしまうことが、一つの章立てで書かれていることが非常に気になります。きちんと整理をするべきであると考えています。

(会長)

- ・これで序論についての意見は終了ということではありませんが、次回の会議までに時間的に間に合うように、事務局に意見を提出していただければ、事務局が集約します。事務局として答えるべき点については、次回の最初にお答えいただくこととしたいと思

ます。

- ・ 15 ページ（土地利用現況図）はカラーでなければわからないと思います。10 年前と現在で、緑がどのように減少したかわかるよう、二つ写真があるとよいと思います。
- ・ 今日時間は足りなかったため、今後の審議についてご意見があれば、事務局に寄せていただきたいと思います。個人的にはこれまでの経験から、審議会全体で議論するより、小委員会を設けて議論した方がよいように思います。その方が、関心がある人の発言時間を長くとることができます。この点に関して何かご意見があれば、事務局の方へお寄せください。
- ・ 委員の皆様から、是非ともご発言をとすることはありますか。（意見なし）

（8）今後の会議の進め方について

（事務局）

- ・ 次回開催日は、11 月 18 日（木）午後 2 時からです。場所は、本日より同じ市役所 9 階の第一会議室です。
- ・ 次回は、第 1 章、第 2 章について説明させていただきたいと考えています。あらかじめ目を通していただければありがたいです。その中で気づいた点があれば、あらかじめお寄せいただければ、それもメモにして提供できますので、ご協力をお願いしたいと思います。

（会長）

- ・ 第 1 回の会議は、これで終了とさせていただきます。

（以上）